

共同印刷、ダイバーシティ推進に向けた「ライフサポート休業制度」新設

共同印刷株式会社(本社:東京都文京区、代表取締役社長:藤森康彰)は、コーポレートブランド「TOMOWEL」の理念のもと、社員が生き生きと働ける環境づくりを推進し、企業価値の向上と持続的成長をめざしています。このたび、妊娠前から子の成人までの切れ目ない次世代育成支援を実現し、多様な人材が活躍できる環境整備を目的に、「不妊治療」「子の不登校」時に休業や短時間勤務を利用できる「ライフサポート休業制度」を新設いたしました。

【背景】

- ・共働き世帯の増加に伴い、社員家族の状況変化が社員自身の就労に影響を及ぼすケースが増加
- ・従来の育児・介護関連支援制度ではカバーし切れない、社員のニーズの多様化が進行中
- ・国内の少子化進行に伴い、企業に対し不妊治療への配慮を求める動きが加速
- ・不登校児童・生徒数の急激な増加により、保護者の就労継続が困難になるケースが増加傾向

【ライフサポート休業制度 概要】

<導入日>

2023年1月1日(日)

<取得対象>

共同印刷の男女社員で以下の理由に該当する方

- ①不妊治療を行っている方
- ②18歳に満たない子を養育する方で、対象の子が不登校である方

※但し、入社1年未満の社員は利用対象外となります。

■休業制度

| | | |
|---------|------------|---------------|
| 休業可能期間 | 最長2年間 | |
| 申し出回数 | ① 不妊治療を理由 | 従業員1人につき1回まで |
| | ② 子の不登校を理由 | 対象の子1人につき1回まで |
| 休業期間の賃金 | 無給 | |

■短時間勤務制度

| | | |
|----------|--------------|---------------|
| 利用可能期間 | 最長3年間 | |
| 申し出回数 | ① 不妊治療を理由 | 従業員1人につき1回まで |
| | ② 子の不登校を理由 | 対象の子1人につき1回まで |
| 短縮時間分の賃金 | 不就労時間として取り扱う | |

当社は、ダイバーシティ&インクルージョン推進のために、多様な人材が活躍できる環境整備を目的とした、人事制度の改革を積極的に進めてまいります。